

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と生活の調和を図り、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年7月1日 ～ 令和12年6月30日までの 5年間

### 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。  
男性社員・・・取得率 10%以上  
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、  
取得率 100%

#### <対策>

- 令和7年 4月～ 継続して職員への育児休業に関する制度等の周知
- 令和9年 4月～ 男性職員の取得率水準引き上げの対策を再検討
- 令和12年5月 取得達成率を検証し、新規計画を策定

目標2：小学校就学前の子を持つ社員を対象に柔軟な働き方を実現するための措置を講じる。

- ①始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（時差出勤）
- ②養育両立支援休暇

#### <対策>

- 令和7年 4月～ 時差出勤・養育休暇制度について管理職及び職員に周知
- 令和7年10月～ 育児・介護休業及び育児・介護期間中の勤務、深夜業の制限、子の看護等、家族介護休暇等に関する規程の施行

目標3：年次有給休暇の時間取得制度の導入

#### <対策>

- 令和7年 4月～ 制度導入検討開始、
- 令和7年 7月～ 導入について職員アンケート実施
- 令和7年10月～ 規定等の整理
- 令和8年 4月～ 導入